

## 名誉スキー検定員規程

(目的・資格)

第1条 この規程は、公認スキーA級検定員の資格を有し、当該年度の1月1日現在60歳以上の者で加盟団体長が推薦する者を、名誉スキー検定員(以下「名誉検定員」という。)として顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(任 務)

第2条 名誉検定員は、主として検定員の育成・指導を補佐し、助言を与える。

(推 薦)

第3条 加盟団体長は、第1条に該当する有資格者の中から適格者を、10月31日までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあたっては、有効なスキーA級検定員資格を保有していなければならない。資格が停止または喪失している場合は認められない。

(認 定)

第4条 名誉スキー検定員は、理事会において認定する。

(公 認 料)

2 名誉検定員の認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を、本連盟に納入しなければならない。

(認 定 証)

第5条 名誉検定員を証するため、認定者に認定証及びバッジ(実費配付)を付与する。

(特 典)

第6条 名誉スキー検定員は、公認スキー検定員規程に定めるクリニック参加義務を免除される。

(資格の喪失)

第7条 名誉検定員で次に掲げる各号の一つに該当する者は、理事会の決定により、その資格を喪失する。

(1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき

(2) 本連盟の規約に違反し、検定員としての体面を汚すような行為があったとき

(3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき

(4) スキー指導員の資格を喪失したとき

(登録料の納期)

第8条 第1条に定める名誉検定員は、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに本連盟に納入しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

昭和61年5月9日 制定

昭和62年9月11日 改訂

平成5年6月26日 改正

平成12年9月20日 改正

平成14年11月5日 改正

平成15年6月27日 改正

平成25年8月9日 改正  
平成27年12月15日 改正  
平成29年7月15日 改正  
令和3年7月7日 改正